

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

歴史的文書 63件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
1	障害福祉課	H	5				雲仙普賢岳災害高城病院避難計画	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準11(災害に関する文書等)として収集
2	雇用労働政策課	H	5				優れた技能者等知事表彰	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準3(叙位、叙勲、褒章及び表彰等に関する文書等)として収集
3	漁政課	H	5	総務	災害		雲仙岳噴火災害関係被害状況等(水産部)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準11(災害に関する文書等)として収集
4	漁業振興課	S	58	漁業許可申請	法定知事	漁業許可	S58 イセエビ刺網漁業・雑魚磯刺網漁業 漁具漁法図	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
5	漁業振興課	S	58	漁業権	免許	登録	S58年 免許切替関係	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
6	漁業振興課	S	58	漁業権	免許	登録	昭和58年漁業権一斉切替 漁業の免許の内容たるべき事項(漁場計画)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
7	漁業振興課	S	58	漁業権	免許	登録	S58 免許漁業登録原簿(写)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
8	漁業振興課	S	58	漁業権	免許	登録	S58 漁業権免許原簿(現地調査) 五島	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
9	漁業振興課	H	5	漁業権	免許	免許	海面における漁業権の免許状況調査(平成5年切替分)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
10	漁業振興課	H	5	漁業権	免許	登録	漁業権登録原簿 H5(内共)H10(定置)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
11	漁業振興課	H	5	漁業権	免許	登録	漁業権登録簿 共同漁業権H5～H15(南共・五共)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
12	漁業振興課	H	5	漁業権	免許	登録	漁業権登録簿 共同漁業権H5～H15(北共・対共)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集
13	漁業振興課	H	5	漁業権	免許	登録	漁業権登録簿 定置漁業権H5～H10(全海区)	30	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 歴史的文書等収集基準19(許認可、免許、承認等に関する文書等)として収集

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
14	漁業振興課	H	5	漁業権	委員会	海区委員会指示	H5～委員会指示関係	30	30年保存期間の簿冊であり、行政的な文書であり、保存すべき、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
15	漁業振興課	H	5	漁船事務	海難防止	海難	第七姪子丸 海難事故 アース エイド ソサエティー	30	30年保存期間の簿冊であり、海難事故に関する資料簿冊で今後のためにも保存すべき、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準11（災害に関する文書等）として収集
16	漁業振興課	H	5	資源管理	調査・資料	調査・報告	資源保護の会 H5	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の調査報告に分類された簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）として収集
17	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №1	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
18	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №2	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
19	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №3	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
20	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №4	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
21	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №5	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
22	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №6	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
23	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №7	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
24	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №8	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい、	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
25	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №9	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
26	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №10	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
27	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №11	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
28	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №12	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
29	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №13	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
30	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №14	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
31	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №15	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
32	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №16	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
33	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №17	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
34	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉切替現地調査表 №18	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成 取得 年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由	
35	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №19	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
36	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №20	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
37	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №21	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
38	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №22	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
39	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №23	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
40	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №24	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
41	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権一斉代替現地調査表 №25	30	30年保存期間の簿冊であり、区画漁業権に分類されている現地調査表との資料である。将来において、養殖業をめぐる地域社会の状況を知りうるような内容を持つ資料であれば保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
42	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		漁業権行使規則	30	30年保存期間の簿冊であり、規則に関する資料であり、他で保存・参照ができない規則であれば、歴史を示す資料として保存したほうがよい。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
43	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		区画漁業権免許原義（県南）	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存期間の簿冊であり、歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に関わる資料であれば保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
44	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		区画漁業権免許原義（五島）	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存期間の簿冊であり、歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に関わる資料であれば保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
45	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権		区画漁業権免許原義（対馬）	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存期間の簿冊であり、歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に関わる資料であれば保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的の文書に変更します。 歴史的の文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
46	漁業振興課	H	5	養殖	養殖対策事業		公有水面の使用について（S57～H5）	30	30年保存期間の簿冊であり、昭和57年を起点とする資料でもあり、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
47	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	漁業権権利者名簿	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権者の名簿は重要ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
48	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	漁業権原簿 区画 県南県北 1/2	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
49	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	漁業権原簿 区画 五島対馬 2/2	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
50	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	H5 漁業権登録原簿（対区3000～）	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
51	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	H5 漁業権登録原簿（対区3100～）	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
52	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	H5 漁業権登録原簿（五区3000～）	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
53	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	H5 漁業権登録原簿（南区3000～）	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
54	漁業振興課	H	5	養殖	区域漁業権	一斉切替	H5 漁業権登録原簿（北区3000～）	30	30年保存期間の簿冊であり、地域社会の状況を理解する上では、漁業権に関する資料は貴重ではないかと思われる。保存すべきだと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
55	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（漁場計画樹立方針）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に相当する30年保存期間の資料であり、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
56	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（質問、照会等）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に相当する30年保存期間の資料であり、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
57	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（公益協議）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に相当する30年保存期間の資料であり、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
58	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（漁場計画公示・第2次諮問）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に相当する30年保存期間の資料であり、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
59	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（免許状の交付）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に関わる資料であると思われるため、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
60	漁業振興課	H	5				平成5年漁業権一斉切替（漁業権行使規則の認可）	30	歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）に関わる資料であると思われるため、保存した方がよいと考える。	歴史的 文書	ご意見のとおり歴史的な文書に変更します。 歴史的な文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
61	漁港漁場課	H	5	利用計画	利用計画	利用計画策定・変更	利用計画策定・変更(対馬地区)三浦湾漁港H5	30	30年保存期間の簿冊であり、利用計画との簿冊名から、三浦湾漁港の変遷変遷を考える上で貴重な歴史資料となると考えられるため保存すべき	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準19(許認可、許可、承認等に関する文書等)として収集
62	農業経営課	H	5				雲仙岳災害対策基金	30	30年保存の簿冊であり、内容が不透明ではあるが、基金に関わる内容の簿冊であり内容によっては基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準10(起債、補助金及び貸付金に関する文書等)として収集
63	建設企画課	H	25	技術情報	その他	海砂	平成25年度 長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会	10	大分類「技術情報」であるが、歴史的文書等収集基準の(17)審議会等に関する資料に準じて残しておいた方がよい。現物資料を見ていないので判断できないが、環境問題、開発などに関する県民の関心に応えるような資料内容があれば、保存していただきたい。	歴史的 文書 ご意見のとおり歴史的文書に変更いたします。 ・歴史的文書収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)として収集

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

延長 49件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
1	原爆被爆者援護課	H 25	在外被爆者支援事業	現地健康診断事業	在北米健診	在北米被爆者健康相談等事業	10	歴史的文書等収集基準26(原爆被爆者等に関する文書等)にあたり、保存すべき、外国人被爆者関連は、被爆県の地方公共団体の独自事業として特に重要なものであり、重点的に保存の対象とすべきである。	延長	再確認の結果、今後の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を10年延長します。
2	こども未来課	H 30	非行防止・環境浄化	少年保護育成条例	条例・規則等改正	条例(本県関係 調査、質疑、照会)	5	少年保護育成条例に関する簿冊であり、歴史的文書等収集基準(1)条例等の例規に関する文書等にあたると思われる、質疑等に関する資料でもあり、保存すべきと考える。	延長	再確認の結果、少年保護育成条例運用の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
3	こども未来課	H 30	非行防止・環境浄化	少年保護育成審議会	長崎県少年保護育成審議会	少年保護育成審議会(本会)(図書類部会)	5	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われる、人事関係はのぞき(本会)(図書類部会)は保存しておくべきと考える。	延長	再確認の結果、少年保護育成条例運用の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
4	こども未来課	H 25	企画	次世代育成支援対策	次世代育成支援対策	長崎県少子化問題基礎調査	10	次世代育成支援対策に分類されており、調査報告書であると思われるため、当時の社会状況を知る上で貴重な資料であり、保存していくべき。	延長	調査当時の社会状況を知るための参考として保存期間を5年延長いたします。
5	経営支援課	H 5				協同組合1(三井楽町商業協同組合)	30	簿冊名からは不透明だが、30年保存文書であり、歴史的資料として保存しておくほうがよい。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
6	経営支援課	S 38	近代化推進事業	その他	近代化推進資金	S38中小企業設備近代化資金未収事業	30	簿冊名からは不透明だが、昭和38年を起点とした30年保存文書であれば、歴史的価値のある資料として保存していくほうがよい。	延長	再確認の結果、今後の金融支援業務の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を3年延長します。
7	経営支援課	S 38	近代化推進事業	その他	近代化推進資金	S38中小企業設備近代化資金未収事業	30	簿冊名からは不透明だが、昭和38年を起点とした30年保存文書であれば、歴史的価値のある資料として保存していくほうがよい。	延長	再確認の結果、今後の金融支援業務の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を3年延長します。
8	漁業振興課	H 5				真珠漁場	30	簿冊名では関連地域が不透明ではあるが、30年保存期間の簿冊であり、水産業、産業の変遷を考える上で貴重な歴史資料となるかもしれないため、保存すべき	延長	再検討の結果、資料として今後も使用する可能性があることから、保存期間を5年延長します。
9	水産加工流通課	H 20				諫早湾へい死(アサリ・カキ)	10	30年保存期間の簿冊資料であり、また諫早湾干拓との関連も考えられた、漁業災害の資料であり、行政としても保存しておいた方がよい。	延長	確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を10年延長します。
10	漁港漁場課	H 15	漁場環境	有明海対策	有明海対策関連	小長井町アサリへい死関係	10	諫早湾干拓との関連も考えられる、漁業災害に関わる資料であり、後年のために行政として保存すべき。	延長	当該文書は、当時アサリの大量へい死に関連して漁港漁場課が調査した内容も含まれるため、当面保存することが適当と判断し、保存期間を30年延長します。
11	漁港漁場課	H 25	漁場環境	油濁・海洋汚染・有害物対策	油濁関係	H25ケミカルタンカー「マリタイム・メイシー」火災事故	10	海難事故に伴う災害とその影響に関する教訓、事例の参考資料とも考えられるため、保存していくべきだと考える。	延長	当該文書は、海難事故に伴う対応などであるため資料として、当面保存することが適当と判断し、保存期間を30年延長します。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
12	漁港漁場課	H	5	漁港予算	予算	予算	長崎県漁港整備実績調(昭和26年度～平成5年度)	30	延長	再確認の結果、本文書は資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
13	漁港漁場課	H	5	建設事業	設計	雑文書	長崎漁港修築事業意見書 S61～H5	30	延長	再確認の結果、本文書は特定第3種漁港の長崎漁港に関する重要な文書であり、今後必要になる可能性が考えられることから保存期間を30年延長します。
14	農政課	H	15	普及	農政局関係 その他	その他	普及事業の在り方検討	10	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
15	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方機関再編1	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
16	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方機関再編2	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
17	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方機関再編3	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
18	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方機関再編4	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
19	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方機関再編5	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
20	農政課	H	20	普及	農政局関係 その他	その他	地方事務所構想	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
21	農政課	H	15	普及	農政局関係 その他	その他	普及事業の在り方検討	5	延長	再確認の結果、今後の組織やあり方等を検討する際に使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
22	森林整備室	H	25	治山	一般文書	その他	特殊地下壕緊急実態調査No.1	10	いわゆる防空壕に関する調査の県内版であり、戦争遺跡でも関心と呼ぶものであり、一覧できる貴重な資料であるため、歴史的価値があり、保存すべきと考える。	延長	特殊地下壕に起因する防災事業が必要となった場合の過去資料となるため、保存期間を5年間延長します。
23	森林整備室	H	25	治山	一般文書	その他	特殊地下壕緊急実態調査No.2	10	いわゆる防空壕に関する調査の県内版であり、戦争遺跡でも関心と呼ぶものであり、一覧できる貴重な資料であるため、歴史的価値があり、保存すべきと考える。	延長	特殊地下壕に起因する防災事業が必要となった場合の過去資料となるため、保存期間を5年間延長します。
24	森林整備室	H	25	治山	一般文書	その他	特殊地下壕緊急実態調査No.3	10	いわゆる防空壕に関する調査の県内版であり、戦争遺跡でも関心と呼ぶものであり、一覧できる貴重な資料であるため、歴史的価値があり、保存すべきと考える。	延長	特殊地下壕に起因する防災事業が必要となった場合の過去資料となるため、保存期間を5年間延長します。
25	森林整備室	H	25	治山	一般文書	その他	特殊地下壕	10	いわゆる防空壕に関す調査の県内版であり、戦争遺跡でも関心と呼ぶものであり、一覧できる貴重な資料であるため、歴史的価値があり、保存すべきと考える。	延長	特殊地下壕に起因する防災事業が必要となった場合の過去資料となるため、保存期間を5年間延長します。
26	森林整備室	H	8	治山	一般文書		H8 地震防災緊急事業5ヶ年計画	10	10年保存の簿冊であるが、歴史的文書等収集基準11（災害に関する文書等）に関わると思われ、防災に関わる後年の検証のためにも保存すべき資料である。	延長	大規模災害における復旧の歩みが分かる資料であるため、保存期間を5年間延長します。
27	森林整備室	H	30	治山	一般	会議・研修会	第1回雲仙地区治山対策検討委員会	5	「雲仙・普賢岳「治山計画基本構想」見直し 事前打合」の簿冊とも関連する委員会に関する資料であれば、保存した方がよいと考える。	延長	再確認の結果、今後の噴火災害復旧事業の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
28	森林整備室	H	30	治山	一般	会議・研修会	第3回雲仙地区治山対策検討委員会	5	「雲仙・普賢岳「治山計画基本構想」見直し 事前打合」の簿冊とも関連する委員会に関する資料であれば、保存した方がよいと考える。	延長	再確認の結果、今後の噴火災害復旧事業の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
29	森林整備室	H	30	治山	一般	会議・研修会	雲仙・普賢岳「治山計画基本構想」見直し 事前打合せ	5	雲仙・普賢岳「治山計画基本構想」に関わる検討資料であれば、歴史的な文書等収集基準11（災害に関する文書等）、防災に関わり保存しておくべき。	延長	再確認の結果、今後の噴火災害復旧事業の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
30	都市政策課	H	20	総務	庶務	都市計画協議会	長崎県都市計画協議会（見直し関係）	10	歴史的な文書等の定義（1）の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため、都市計画に関する協議記録であり、保存した方がよいと考える。	延長	当該文書は、都市計画事業に関する協議記録ではありませんでした。都市計画協議会は、県に事務局を置く任意団体ですが、当該文書は、例年の業務に係る文書ではなく、協議会会則等の見直しを検討した資料で、今後の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を10年延長します。
31	都市政策課	H	5				公有財産 取得・処分・所管換等	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があれば、積極的に保存対象とすべき。また、歴史的な文書等収集基準の「（12）県有財産の取得、管理及び処分に関する文書等」にあたる可能性はないか。	延長	供用している施設の土地・建物の取得等に関する資料であり、保存期間を30年延長します。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
32	港湾課	H	5			神の島利用計画	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
33	港湾課	H	5			H5 郷ノ浦港マリーナ整備計画について(自治起債・まちづくり)	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
34	港湾課	H	5			郷ノ浦港(改訂) 局議	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
35	港湾課	H	5			郷ノ浦港(改訂) 関係者協議	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
36	港湾課	H	5			港湾における都市施設の都市計画決定について(協議)	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
37	港湾課	H	5			長崎港沖合展開構想資料 No.1	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
38	港湾課	H	5			長崎港沖合展開構想資料 No.2	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
39	港湾課	H	5			コンベンション拠点地区(常盤・出島)整備基本構想検討調査委員会	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であると考えられる、広義の都市計画に関する資料でもあり、30年後には必要な資料であるとする、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
40	港湾課	H	5			H5 地域振興戦略プロジェクト	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する文書等、(9)財政状況に関する文書等に関する資料であると考えられる、30年後には必要な資料であるとする、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
41	港湾課	H	5			H5 地方負担額繰り	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する文書等、(9)財政状況に関する文書等に関する資料であると考えられる、30年後には必要な資料であるとする、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
42	港湾課	H	5			特別会計繰り	30	30年保存文書であること、また歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する文書等、(9)財政状況に関する文書等に関する資料であると考えられる、30年後には必要な資料であるとする、	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
43	港湾課	H	5				諫干関係	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
44	港湾課	H	5				H5 有明海自動車航送船組合	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
45	港湾課	H	5				将来構想検討資料	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
46	港湾課	H	5				長崎県内56条港湾の現況調査	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
47	港湾課	S H	58 5				国庫負担金交付申請書 港湾関係災害復旧事業	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
48	港湾課	S H	55 5				災害関係	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
49	港湾課	S H	55 5				港湾災害工事経過一覧表	30	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

廃棄文書 128件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
1	広報課	H 30	文書	文書	保存文書台帳	H30廃棄文書台帳(H31.3.31保存期間満了文書)	5	公文書管理の根幹に関わる文書であり、永年保存すべきである。当該文書が廃棄されてしまうと、どんな文書がそもそも作成されていたのか、その当時の行政がどんな施策に取り組んでいたのかという記録自体が廃棄されてしまうことになり、行政活動を事後的に検証することを著しく困難にする。	廃棄	当該文書台帳は、既に廃棄した文書のファイル名、作成年度、分類等を記載したものであり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
2	IR室	H 30	調整	庶務	庶務	インバウンド対策強化PT	5	歴史的文書等収集基準13(県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等)にあたり、保存すべき。	廃棄	当該文書は他部局が主催した会議の内容について所属内で報告したものであり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
3	IR室	H 30	調整	庶務	庶務	アジア国際戦略プロジェクトチーム会議	5	歴史的文書等収集基準13(県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等)にあたり、保存すべき。	廃棄	当該文書は他部局が主催した会議の内容について所属内で報告したものであり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
4	IR室	H 30	推進	区域整備計画	全般	IR基本構想有識者会議	5	歴史的文書等収集基準13(県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等)にあたり、保存すべき。	廃棄	当該文書は会議関係者との情報共有のための参考資料であり、政策決定の一部を示すものではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
5	総務文書課	H 30	文書	総括	公文書館	復命書(総務委員会視察随行、公文書館調査)	5	公文書管理の根幹に関わる文書であり、保存すべき。	廃棄	当該文書は、他県公文書館の状況などを把握するため、大阪府、兵庫県、奈良県を視察した際の資料であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
6	基地対策・国民保護課	R 2	その他	その他	その他	米軍佐世保基地対策連絡会議(県市連絡会)	3	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたり、保存すべき。米軍佐世保基地関連は、佐世保市民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。	廃棄	当該文書は、県市連絡会の会議に関する資料を編纂しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため保存期間満了後廃棄としています。
7	地域づくり推進課	H 25	離島振興	離島振興法	国境離島新法	国境離島 有識者懇談会(第1回～第6回)	10	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたり、保存すべき。また、国境離島問題は本県の重要課題であり、重点的に文書を保存すべき。	廃棄	当該文書は、内閣府主催の国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会の会議資料であり、本県附属機関の設置に関する条例に基づくものでないこと、歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)に該当しないため、廃棄とします。 なお、同資料については、内閣府公式ホームページにおいて、公表されています。
8	地域づくり推進課	H 25	離島振興	離島振興法	国境離島新法	国境離島 有識者懇談会(第7回～第12回)	10	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたり、保存すべき。また、国境離島問題は本県の重要課題であり、重点的に文書を保存すべき。	廃棄	当該文書は、内閣府主催の国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会の会議資料であり、本県附属機関の設置に関する条例に基づくものでないこと、歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)に該当しないため、廃棄とします。 なお、同資料については、内閣府公式ホームページにおいて、公表されています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
9	地域づくり推進課	H	25	離島振興	離島振興法	国境離島新法	国境離島 有識者懇談会（中間提言・最終提言）	10	廃棄	当該文書は、内閣府主催の国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会の会議資料であり、本県附属機関の設置に関する条例に基づくものでないこと、歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。 なお、同資料については、内閣府公式ホームページにおいて、公表されています。
10	地域づくり推進課	H	25	離島振興	離島振興法	国境離島新法	国境離島 有識者懇談会（参考資料）	10	廃棄	当該文書は、内閣府主催の国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会の会議資料であり、本県附属機関の設置に関する条例に基づくものでないこと、歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。 なお、同資料については、内閣府公式ホームページにおいて、公表されています。
11	土地対策室	H	25	総務	文書	文書	長崎県長期総合計画（仮称）関係綴	10	廃棄	歴史的文書等収集基準13（県の総合計画及び大型プロジェクト事業計画等に関する文書等）に当たり、保存すべき。
12	文化振興・世界遺産課	H	30	産業革命遺産	会議等	会議	世界遺産委員会	5	廃棄	歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。
13	文化振興・世界遺産課	H	25	産業革命遺産	記録	記録	イコモス現地調査関係	10	廃棄	世界遺産関連は本県の重要施策であり、重点的に文書を保存すべき。
14	国際課	H	30	平和	平和行事	平和関係綴	県へのご意見・ご提案	5	廃棄	歴史的文書等収集基準18（陳情、請願、要望等に関する文書等）に当たり、保存すべき。
15	生活衛生課	H	25	カネミ等関係	協議会	協議会等	H25 長崎県油症対策委員会・長崎油症研究会議	10	廃棄	歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。 また、カネミ油症関連は、本県県民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。
16	生活衛生課	H	25	カネミ等関係	その他	その他	H25 油症対策委員会及び長崎油症研究会議	10	廃棄	歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。 また、カネミ油症関連は、本県県民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。
17	生活衛生課	H	25	カネミ等関係	一斉検診関係	一斉検診関係	H25 油症検診 全国班等からの資料・連絡	10	廃棄	歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。 また、カネミ油症関連は、本県県民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由	
18	生活衛生課	H	25	カネミ等関係	会議	会議	H25 全国班会議	10	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたり、保存すべき、また、カネミ油症関連は、本県県民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。	廃棄	当該文書は、全国油症治療研究会会議において配布された前年度の油症研究結果の報告書等を綴っているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため保存期間満了後廃棄としています。
19	生活衛生課	H	25	カネミ等関係	会議	会議	H25 全国班会議	10	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたり、保存すべき、また、カネミ油症関連は、本県県民生活に与える影響が大きく、重点的に保存すべきである。	廃棄	当該文書は、全国油症治療研究会会議の開催案内等に係る事務的な資料等を綴っているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため保存期間満了後廃棄としています。
20	食品安全・消費生活課	H	25	食品安全	推進事業	食品の安全・安心条例	条例パブリックコメント	10	歴史的文書等収集基準18(陳情、請願、要望等に関する文書等)にあたり、保存すべき、また、県政に対するその当時の県民の意見がわかるものは重点的に保存すべきである。	廃棄	本文書は、条例のパンフレット作成から配布及び自主回収の報告様式について、県のホームページの申請書ダウンロードサービス掲載に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的文書に該当しないため保存期間満了後は、廃棄としています。
21	地域環境課	H	25				原子力防災(放射線)関係綴	10	歴史的文書等収集基準11(災害に関する文書等)にあたり、保存すべき、原子力防災関連は県民生活に特に広範な影響を与えるため、重点的に保存すべきである。	廃棄	本文書は、実際に発生した災害に関する文書ではなく、訓練の記録や関係部局等との調整など一般的な文書であり、「歴史的文書等収集基準」の歴史的文化的価値を有する文書に該当しないため廃棄としています。
22	原爆被爆者援護課	H	25	在外被爆者支援事業	渡日治療支援	渡日治療支援事業	渡日治療関係資料(韓国)	10	歴史的文書等収集基準26(原爆被爆者等に関する文書等)にあたり、保存すべき、外国人被爆者関連は、被爆県の地方公共団体の独自事業として特に重要なものであり、重点的に保存の対象とすべきである。	廃棄	当該文書は、在外被爆者が日本で治療を受けるための文書で「歴史的文書等収集基準」には該当しないため廃棄としています。
23	原爆被爆者援護課	H	25	在外被爆者支援事業	その他	保健医療助成事業	在韓被爆者保健医療助成事業	10	歴史的文書等収集基準26(原爆被爆者等に関する文書等)にあたり、保存すべき、外国人被爆者関連は、被爆県の地方公共団体の独自事業として特に重要なものであり、重点的に保存の対象とすべきである。	廃棄	当該文書は、在韓被爆者支援に関する韓国側との協議や制度の見直し等に関するようなものではなく、「歴史的文書等収集基準」には該当しないため廃棄としています。
24	こども未来課	H	25	企画	子育て条例推進協議会	子育て条例推進協議会	長崎県子育て条例行動計画進捗管理	10	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられ、県民の生活に深く関わる条例に係わる資料であると思われる、保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を示す「長崎県子育て条例行動計画」の進捗を管理するものであり、「歴史的文書等の定義」には該当しないため廃棄としています。 なお、内容については「長崎県の審議会」のホームページから確認が可能です。
25	こども未来課	H	25	企画	子育て条例推進協議会	子育て条例推進協議会	長崎県子育て条例行動計画素案・計画案策定等	10	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられ、県民の生活に深く関わる条例に係わる資料であると思われる、保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を示す「長崎県子育て条例行動計画」の策定等に関するものであり、「歴史的文書等の定義」には該当しないため廃棄としています。 なお、内容については「長崎県の審議会」のホームページから確認が可能です。
26	こども未来課	H	25	企画	子育て条例推進協議会	子育て条例推進協議会	子育て条例推進協議会	10	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられ、県民の生活に深く関わる条例に係わる資料であると思われる、保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための「長崎県子育て条例行動計画」の策定や目標の進捗状況について意見を聴く会議であり、「歴史的文書等の定義」には該当しないため廃棄としています。 なお、内容については「長崎県の審議会」のホームページから確認が可能です。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
27	こども未来課	H	30	保育所	認可外保育施設	認可外保育施設の現況調査運営状況報告	現況調査	5	「認可外保育施設の現況調査運営状況報告」に分類されているが、調査報告を集約した資料であると考えられる。調査時の認可外保育施設の現状を知る資料となると考えられるため、保存すべきと考える。	廃棄	本文書は、当該年度の認可外保育施設の数や立入調査結果等を国へ報告した文書であり、各施設の運営状況は別途保存しているため、廃棄としています。
28	こども未来課	H	30	幼稚園	認可・届出	審議会	平成30年度私立学校審議会	5	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われ、認可・届出にも関する資料として保存しておくべきと考える。	廃棄	本文書は、所管課から依頼を受け、提出した資料を保存しているものであり、歴史的文書等収集基準には該当しないため廃棄としています。
29	こども未来課	H	30	保育所	設置認可	保育所認可	第1回 福祉保健審議会関係	5	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われ、認可・届出にも関する資料として保存しておくべきと考える。	廃棄	本文書は、所管課から依頼を受け、提出した資料を保存しているものであり、歴史的文書等収集基準には該当しないため廃棄としています。
30	こども未来課	H	30	保育所	その他	雑文書等	自治労県本部との意見交換	5	公立保育所の制度問題が保育士の待遇問題での意見交換の記録であれば、当時の社会状況を知る上で貴重な資料であり、保存していくべき。	廃棄	本文書は、意見交換の事務的な内容を保存した文書であり、当時の意見には適切に対応し、必要な意見交換は随時実施しているため廃棄としています。
31	こども未来課	R	2	企画	会議	会議	長崎県福祉保健審議会	3	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われ、認可・届出にも関する資料であると考えられ、保存しておくべきと考える。	廃棄	本文書は、所管課から依頼を受け、提出した資料を保存しているものであり、歴史的文書等収集基準には該当しないため廃棄としています。
32	こども未来課	R	2	認定こども園	審議会	資料	幼保連携型認定こども園 審議会・資料	3	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われ、認可・届出にも関連した資料であると考えられ、保存しておくべきと考える。	廃棄	本文書は、審議会における事務的な内容を保存した文書であり、歴史的文書収集基準には該当しないため廃棄としています。
33	こども家庭課	H	25				長崎県次世代育成支援対策推進会議	10	次世代育成支援対策に関連した会議であり、子育て条例との関連もある。歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等に相当すると思われ、保存すべき。	廃棄	当該文書は会議の参加者に配布された文書であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
34	こども家庭課	H	25				長崎県子育て条例行動計画素案・計画案策定等	10	次世代育成支援対策に関連した施策であり、子育て条例の関連資料である。県の政策に関連した資料として、保存すべき。	廃棄	子育て条例行動計画の文書は所管のこども未来課で保管しており、当該文書は照会に対するこども家庭課内の回答等の資料です。「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
35	こども家庭課	H	30	母子保健	母子保健一般	母子保健	福祉保健総合計画	5	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられ関係する報告やデータを含んだ資料であれば、保存した方がよい。	廃棄	福祉保健総合計画の文書は所管の福祉保健課で保管しており、当該文書は照会に対するこども家庭課内の回答等の資料です。「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
36	こども家庭課	H	30	母子保健	母子保健一般	母子保健	子育て条例行動計画	5	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられ条例に関係する報告やデータを含んだ資料もあれば、保存した方がよい。	廃棄	当該文書は会議の参加者に配布された文書であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
37	産業政策課	S	59				県民表彰 昭和56～59年	30	廃棄	本簿冊は県民表彰の部局内推薦順の選考等に係る文書ですが、実際の受賞者の選考・決定は秘書課において行われており、本簿冊自体は受賞者の決定過程を直接示すものではないため、歴史的文書には当たらないと考えます。 加えて、本簿冊に含まれる部局内推薦順の選考資料は秘書課にも提供しており、歴史的文書としては、秘書課の選考・決定に係る文書を保存すれば足りるものと考えますので、以上を踏まえ、廃棄としています。
38	新産業推進課	H	5				(社)長崎県ソフトウェア産業協会(定款等)	30	廃棄	文書名記載の団体は、県の関係団体ではなく、本文書は「歴史的文書等収集基準」に該当しないため、廃棄としています。
39	経営支援課	H	6				6商工会議所定款変更認可	30	廃棄	本文書は商工会議所の定款変更の認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
40	経営支援課	H	5				県への要望	30	廃棄	本文書は、県の施策全般にわたる要望に関する文書です。当該が関連する部分の回答も含め、要望の主務課において全体が歴史的文書であるかどうかを判断すべきものと考えており、当該においては廃棄するものとしています。
41	経営支援課	H	5				商工会定款変更認可	30	廃棄	本文書は商工会の定款変更の認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
42	経営支援課	H	5				定款変更認可	30	廃棄	本文書は事業協同組合の定款変更の認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
43	経営支援課	H	5				組合設立認可	30	廃棄	本文書は事業協同組合の設立認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
44	経営支援課	H	5				組合設立認可 NO2	30	廃棄	本文書は事業協同組合の設立認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
45	経営支援課	H	5				組合設立認可 NO3	30	廃棄	本文書は事業協同組合の設立認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
46	経営支援課	H	5				協同組合2	30	簿冊名からは不透明だが、30年保存文書であり、歴史的資料として保存しておくほうがよい。	廃棄 本文書は事業協同組合の定款変更認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
47	経営支援課	H	5				協同組合3	30	簿冊名からは不透明だが、30年保存文書であり、歴史的資料として保存しておくほうがよい。	廃棄 本文書は事業協同組合の定款変更認可に関する文書であり、法令の規定に基づく認可にあたって県の裁量の余地はなく、政策の検討過程、決定等に関する重要な情報が記録された歴史的文書にはあたらないことから、廃棄としています。
48	雇用労働政策課	H	5				設立許可登記関係	30	歴史的文書等収集基準(19)許認可、免許、承認等に関する文書等に関する文書として簿冊名からは不透明だが、30年保存文書であり、歴史的資料として保存しておくほうがよい。	廃棄 当該文書は旧民法34条法人の設立許可の書類である。法人は平成18年に解散しており、既に一定期間が経過していること。当該文書には法人の活動や実態を記録したものではなく、単に許可の事務的な書類であり、歴史的文書が定義する歴史的価値を有するものには当たらず、「歴史的文書等収集基準」には該当しないため、廃棄としています。
49	雇用労働政策課	H	5				認定職業訓練・優良事業所等労働大臣表彰	30	歴史的文書等収集基準(3)に叙位、叙勲、褒章及び表彰等に関する文書等があり、歴史的文書として保存している前例もあるため、保存するべきかどうか検討が必要。	廃棄 平成5年度において受賞者はおらず、重要な情報が記録された文書ではなく、歴史的文書等収集基準には該当しないため、保存期間満了で廃棄としています。
50	雇用労働政策課	H	5				シルバー人材センター制度改正資料	30	30年保存文書であり、簿冊名からは制度改正に伴う資料であるように思われ、制度に関する歴史的資料として保存しておくほうがよい。	廃棄 当該文書は国の制度改正(法律改正)を受けた、県内団体の対応の連絡資料であり、地方自治制度に関する文書ではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
51	雇用労働政策課	H	5				シルバー人材センター関係NO.2	30	30年保存文書であり、簿冊名からは制度改正に伴う資料であるように思われ、制度に関する歴史的資料として保存しておくほうがよい。	廃棄 当該文書は団体の設立に関する検討段階の資料であり、地方自治制度に関する文書ではなく、また許認可、免許、承認等に関する文書ではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
52	漁政課	H	25	組合	合併	小規模漁協等合併支援事業	小規模漁協等合併支援事業(県漁連)(信漁連)(佐世保市)(西海市)	10	漁協等合併は、地域社会の動向を知りうる資料でもある。小規模であれば当該団体には残りにくい。保存して欲しい資料である。	廃棄 当該文書は、漁協合併の検討等に際して実施主体の活動経費を支援した補助金交付事務に関する文書であり、保存期間満了で廃棄としています。なお、ご意見いただいた地域社会の動向を知りうる資料として、漁協合併の経緯等を記録した文書を別途保存しております。
53	漁政課	H	5				マリノベーション関係	30	30年保存の簿冊であり、簿冊内容は不透明であるが、今後基本資料となる可能性があり保存すべき。	廃棄 当時の関係雑件簿を綴った文書であり、今後利活用されるものではないため、「歴史的文書等収集基準」に該当せず、保存期間満了で廃棄としています。
54	漁政課	H	5				原子力船「むつ」関係(基金)	30	歴史的文書等の定義(1)にある、政策判断に関わる内容を含んだ簿冊である可能性があり、基金という財政に関わる資料でもあり、保存すべき。また、特に長く議論の対象となったむつの問題に関わる資料であり、先例では延長しており、少なくとも保存期間を延長すべき。	廃棄 当該文書は、政策的判断にかかわる内容は含んでおらず、運用益の調定や国への返還支出等の事務処理のみが綴られたものであるため、「歴史的文書等の定義」に該当せず、保存期間満了で廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
55	漁政課	H	5				伊万里湾漁業被害救済基金	30	前例もあり、30年保存の簿冊で基金に関連する文書等であり、長期保存が必要と考えられることから、少なくとも保存期間の延長は必要であるとする。	廃棄 漁政課が所管している文書は報告等の通知文書であり、その原本等は松浦市が保存しています。 なお、当該基金は平成25年8月に協議会へ移行していますが、本簿冊は平成3年までの書類を綴ったものであったため、「歴史的文書等収集基準」に該当せず、保存期間満了で廃棄としています。
56	漁業振興課	S	58				区画漁業権連絡図	30	30年保存期間の簿冊資料であり、また昭和58年を起点とした資料であることから、資料保存した方がよいと考える。	廃棄 当該文書は、他の歴史的文書や保存文書と突合することで把握できる内容で、手続き上の参考図面であることから、歴史的文書等収集基準に該当しないため廃棄としています。
57	漁港漁場課	H	20	漁場環境	有明海対策	有明海対策関連	有明海漁場環境改善連絡協議会	5	諫早湾干拓との関連も考えられる、漁場関係資料であり、行政として保存すべき。	廃棄 当該文書は、九州農政局主体で行っている有明海における取組の報告等であり、農政局から公開されている内容のため廃棄としています。
58	漁港漁場課	H	20	漁場環境	有明海対策	有明海対策関連	有明海・諫早湾関連（有明海再生計画含）	5	諫早湾干拓との関連も考えられる、後年の検証のための資料として保存すべき。	廃棄 当該文書は、有明海関連の各種会議の開催案内などを綴ったものであり、重要性は低いことから、「歴史的文書等収集基準」に該当せず廃棄としています。
59	漁港漁場課	H	20	漁場環境	有明海対策	有明海特産魚介類生態環境調査	小長井貧酸素対策関係(1)(2)	5	諫早湾干拓との関連も考えられる、後年の検証のための資料として保存すべき。	廃棄 当該文書は、水産試験場で行った調査の報告など、部内共有のための資料であり、主管する水産試験場において保存していますので、保存期間満了として廃棄としています。
60	漁港漁場課	S	59	漁港予算	予算	予算	長崎県漁港整備実績調（昭和26年度～昭和59年度）	30	30年保存の簿冊であるだけでなく、昭和26年度からの変遷がわかると考えられ歴史的価値が高いと思われる、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき	廃棄 本文書は『長崎県漁港整備実績調（昭和26年度～平成5年度）』の文書に内容が含まれており、内容が重複するため廃棄としています。
61	漁港漁場課	H	5	計画	計画	計画	長崎県漁港整備実績調	30	実績調とあり歴史的価値が高いと思われる、今後30年後には基本資料となると思われる30年保存の簿冊であるため、保存すべき。	廃棄 本文書は『長崎県漁港整備実績調（昭和26年度～平成5年度）』の文書に内容が含まれており、内容が重複するため廃棄としています。
62	農政課	H	25	総務	県議会	9月定例会諸準備	9 / 17委員会（諫干意見書）	10	諫早湾干拓問題は、県政上の重要課題でありながら、農林部では資料が少ないと考えられる、このため平成年間の資料であるが、今後30年後は貴重な資料となる可能性もある、このため議会で当該資料が保存されるかもしれないが、関連する資料も含んでいると思われるため、保存していくべきだと考える。	廃棄 当該文書は県議会に関する全体に配布される一般的な資料であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
63	農政課	H	25	総務	県議会	議会関係照会	7 / 3現地視察（諫干）	10	諫早湾干拓問題は、県政上の重要課題でありながら、農林部では資料が少ないと考えられる、このため平成年間の資料であるが、今後30年後は貴重な資料となる可能性もある、このため議会で当該資料が保存されるかもしれないが、関連する資料も含んでいると思われるため、保存していくべきだと考える。	廃棄 当該文書は県議会の現地視察にあたり全体に配布される一般的な資料であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
64	農政課	H	25	総務	庶務	その他	文書管理関係（保存文書（鳴滝書庫））	5	文書管理に関する資料として、現用や歴史文書でもない分類として、文書の経緯を示すものとして保存しておいたほうがよいと考える。	廃棄 当該文書は農林部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
65	農政課	H	25	総務	庶務	その他	文書管理関係（保管文書）	5	文書管理に関する資料として、現用や歴史文書でもない分類として、文書の経緯を示すものとして、部内で当面保存しておいたほうがよいと考える。	廃棄 当該文書は農林部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
66	農政課	H	30	普及事業	男女共同参画	家族経営協定	H30 家族経営協定実態調査	5	男女共同参画行政のなかでは、家族経営協定に関する資料はすくなく実態調査の資料として、また女性農業者関係資料は、男女共同参画行政の担当部署にも確認のうえ、必要に応じて、保存とした方がよいと考える。	廃棄	当該文書は、簡易な調査回答等の記録であり、政策決定の一部を示すものでないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
67	農政課	H	30	普及事業	男女共同参画	女性力	H30 女性農業者関係の資料	5	男女共同参画行政のなかでは、家族経営協定に関する資料はすくなく実態調査の資料として、また女性農業者関係資料は、男女共同参画行政の担当部署にも確認のうえ、必要に応じて、保存とした方がよいと考える。	廃棄	当該文書は他県からの情報提供資料であり、政策決定の一部を示すものでないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
68	農政課	H	24				農水経済委員会（10・11）諫早湾干拓利用権再決定	10	諫早湾干拓問題は、県政上の重要課題でありながら、農林部では資料が少ないと考えられる。このため平成年間の資料であるが、30年後は貴重な資料となる可能性もある。このため保存していくべきだと考える。	廃棄	当該文書は県議会に関する全体的に配布される一般的な資料であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
69	農政課	H	5				新農政プラン実施計画、認定	30	30年保存の簿冊であり、新農政プラン実施計画の簿冊（名称）であり、基本資料となる可能性があり、保存すべきである。	廃棄	当該文書は補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり、事業により整備した施設等の耐用年数を考慮し、長期間保管していたものであるが、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
70	農政課	H	5				防災営農施設整備計画	30	30年保存の簿冊であり、歴史的文書等収集基準（11）災害に関する文書等に関連したものと認められ、保存していくべきだと考える。	廃棄	当該文書は防災営農施設整備に係る補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり、事業により整備した施設等の耐用年数を考慮し、長期間保管していたものであるが、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
71	農政課	H	5				事業実施計画	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、内容によっては今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	廃棄	当該文書は補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
72	農政課	H	5				平成5年度 年度別協議資料（需要創造型）	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、内容によっては今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	廃棄	当該文書は補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり、事業により整備した施設等の耐用年数を考慮し、長期間保管していたものであるが、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
73	農政課	H	5				平成5年度 年度別協議資料（活性化農構）	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、内容によっては今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	廃棄	当該文書は補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり、事業により整備した施設等の耐用年数を考慮し、長期間保管していたものであるが、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
74	農政課	S	39				構造改善事業（土地基盤）集計表 昭和三十九年	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、昭和39年起点の簿冊であり、集計表とあるが希少な歴史的価値がある資料ではないかとも思われ、保存すべき。	廃棄	当該文書は構造改善事業実績の集計表であり、別に冊子として整理されていることもあり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
75	農政課	H	5				平5 推進事業計画	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、内容によっては今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	廃棄	当該文書は補助事業の一般的な事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
76	団体検査指導室	H	5	農協組織	農事組合法人	農事組合法人	ごとう農協合併認可	30	農協合併に関する30年保存の資料であり、当該農協組織に残されているかどうかは不明であり、この先、地域資料としても有用である可能性もあり、公文書として保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、平成5年に五島、福江市、本山の3農協が合併して「ごとう農協」となり、平成9年に上五島、有川の2農協が合併して「上ごとう農協」になった過程の文書です。現存する「ごとう農協」は、平成13年に「ごとう」と「上ごとう」が合併して「ごとう農協」になったものであるため、現存する組合以前に関する当該文書は廃棄としています。
77	団体検査指導室	H	5	農協組織	農事組合法人	農事組合法人	下五島合併	30	農協合併に関する30年保存の資料であり、当該農協組織に残されているかどうかは不明であり、この先、地域資料としても有用である可能性もあり、公文書として保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、平成5年に五島、福江市、本山の3農協が合併して「ごとう農協」となり、平成9年に上五島、有川の2農協が合併して「上ごとう農協」になった過程の文書です。現存する「ごとう農協」は、平成13年に「ごとう」と「上ごとう」が合併して「ごとう農協」になったものであるため、現存する組合以前に関する当該文書は廃棄としています。
78	団体検査指導室	H	5				合併財務確認検査(下五島地区)	30	農協合併に関する30年保存の資料であり、当該農協組織に残されているかどうかは不明であり、この先、地域資料としても有用である可能性もあり、公文書として保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、平成5年に五島、福江市、本山の3農協が合併して「ごとう農協」となり、平成9年に上五島、有川の2農協が合併して「上ごとう農協」になった過程の文書です。現存する「ごとう農協」は、平成13年に「ごとう」と「上ごとう」が合併して「ごとう農協」になったものであるため、現存する組合以前に関する当該文書は廃棄としています。
79	団体検査指導室	H	5				ごとう農協合併2	30	農協合併に関する30年保存の資料であり、当該農協組織に残されているかどうかは不明であり、この先、地域資料としても有用である可能性もあり、公文書として保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、平成5年に五島、福江市、本山の3農協が合併して「ごとう農協」となり、平成9年に上五島、有川の2農協が合併して「上ごとう農協」になった過程の文書です。現存する「ごとう農協」は、平成13年に「ごとう」と「上ごとう」が合併して「ごとう農協」になったものであるため、現存する組合以前に関する当該文書は廃棄としています。
80	団体検査指導室	H	8				上五島地区 農協合併	30	農協合併に関する30年保存の資料であり、当該農協組織に残されているかどうかは不明であり、この先、地域資料としても有用である可能性もあり、公文書として保存した方がよい。	廃棄	当該文書は、平成5年に五島、福江市、本山の3農協が合併して「ごとう農協」となり、平成9年に上五島、有川の2農協が合併して「上ごとう農協」になった過程の文書です。現存する「ごとう農協」は、平成13年に「ごとう」と「上ごとう」が合併して「ごとう農協」になったものであるため、現存する組合以前に関する当該文書は廃棄としています。
81	農業経営課	H	5				土壌汚染防止対策事業	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、農政の基本に関わる土壌に関わり、内容によっては基本資料となる可能性があり、保存すべき。	廃棄	当該文書は、土壌汚染防止対策の指定解除地域の経過確認に係る資料です。解除後の経過確認において、特段の問題等発生していないことから、「歴史的文書等収集基準」に該当せず、廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
82	農業経営課	H	5				災害復旧	30	30年保存の簿冊であり、歴史的文書等収集基準11(災害に関する文書等)に関わると思われ、保存すべき、	廃棄	本文書は、災害発生時における対応の検討に係る文書(他部局提供の災害情報)の編纂であり、「歴史的文書等収集基準」の歴史的文化的価値を有する文書に該当しないため廃棄としています。
83	畜産課	H	5				畜産緊急避難対策事業	30	30年保存の簿冊であり、緊急避難対策事業の内容が不透明ではあるが、内容によっては基本資料となる可能性があり、保存すべき、	廃棄	当該文書は牛舎の建設に係る補助事業の出来高設計書であり、歴史的文書等収集基準に該当せず、財産処分制限期間を満了しているため、廃棄としています。
84	畜産課	H	5				畜産基地関係	30	30年保存の簿冊であり、内容が不透明ではあるが、他の畜産基地譲渡書、償還状況名のある簿冊と合わせて、内容によっては施策の推移を示す資料となり保存すべき、	廃棄	当該文書は手持ち資料であり、意思決定を伴う文書ではないことから歴史的文書等収集基準に該当しないため、廃棄としています。
85	林政課	H	30	その他	一般文書	一般文書	国境離島新法	5	簿冊内容が不透明ではあるが、離島問題は本県が特に重視する事項であり、新法に関連した農政に関する施策検討などがあれば、保存すべき、	廃棄	当該文書は、国境離島新法に関連する林業分野施策の取組状況を把握をするための調査依頼文書及び調査結果であり、政策決定の一部を示すものではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
86	林政課	H	30	林業団体	森林組合	一般	森林組合一斉調査	5	簿冊内容が不透明ではあるが、県下のその時点での現状を把握した調査資料であれば、保存しておくべき、	廃棄	当該文書は農林水産省が全国において毎年実施する政府統計調査の県対応資料であり、県は林野庁へ関係団体へ依頼した調査結果を達達する機関であることから、政策決定の一部を示すものではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
87	林政課	R	2	その他	総合計画	政策横断プロジェクト	H31 次期総合計画 魅力ある「ひと」「しごと」づくり	3	政策横断プロジェクトに分類されているが、他の「次期総合計画 しまから創生」「次期総合戦略」といった簿冊資料と関係で、重要性があれば保存すべきと考えられる。平成31年と同じ時期にも関わらず簿冊名称からは内容がわからないため、	廃棄	当該文書は、政策横断プロジェクトに関連する林業分野施策の取組状況を把握するための調査依頼文書及び調査結果であり、政策決定の一部を示すものではないと判断され、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
88	監理課	H	30	財務	決算監査	局員・委員監査	H30行政監査	5	歴史的文書等収集基準の20(監査)に関わる資料であり保存したほうがよい、この資料にかぎらず、廃棄対象とされる監査関係資料が所管の監査課で保存されているかは確認した方がよいと考える、監査関係資料は保存に移管していくべきだと考える、	廃棄	当該文書は、監査事務局からの照会に基づいた総務文書課からの照会に対する回答を綴ったものです。県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では歴史的文書等収集基準の20(監査)には該当しないため、廃棄とします。
89	監理課	R	2	財務	随意契約適正化協議会	随意契約適正化協議会	R2土木部随意契約協議会(協議会・作業部会)	3	歴史的文書等収集基準の9(予算関連)という契約の制度に関する資料であるとも考えられる、現物を見ていないので判断できないが、保存した方がよい、	廃棄	当該文書は、随意契約を行う際の原因を整理した文書であり、県行政及び県民生活の推移が歴史的に跡付けられるなど、歴史的文化的価値を有する文書ではなく、歴史的文書等収集基準9の予算編成や決算に関する文書に該当しないため、廃棄とします。
90	監理課	H	25	財務	地元負担金	地元負担金	H25地元負担金(第1回同意書)	10	現物を見ないと判断しにくい資料であると考え、「許可、認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等に関する文書」あるいは、歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に関係するようであれば、保存したほうがよい、	廃棄	地元負担金は、県土木事業を行う際に、その事業費の一部を市町に負担してもらうものであり、当該文書はその負担金について市町が同意したことを文書で通知してもらい、監理課にてまとめたものです。県と市町の同意を示すものであり、許可や認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等、及び歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書には該当しないため、廃棄とします。

番号	該当ファイル名等								意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
91	監理課	H	25	建設業	紛争	元請・下請適正化対策連絡会議	H25元請・下請適正化対策連絡会議	10	歴史的文書等収集基準の9(予算関連)というか制度に関する資料であるとも考えられる。現物をみていないので判断しにくい。行政の健全化への努力をしめす資料であれば、歴史的文書等収集基準の(17)審議会等に関する資料に準じて残しておいた方がよい。	廃棄	当該文書は、各年度1回開催されている会議の開催会議録であり、歴史的文書等収集基準9の予算編成や決算に関する文書ではなく、また行政の健全化への努力をしめす資料ではないこと、歴史的文書等収集基準17で示す審議会等に該当しないことから、廃棄とします。
92	建設企画課	H	30	企画調整	文書	広域連携事業	広域連携事業　～	5	内容が資料名からは推察しにくく、現物資料をみていないので判断できないが、歴史的文書等収集基準13にいう大型プロジェクト関係ではないだろうが、行政連携のあり方を示すものであれば保存した方がよい。	廃棄	国の社会資本整備総合交付金(広域連携事業)の申請等に関する文書で、「政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書」でないことから、保存期間満了で廃棄としております。
93	建設企画課	H	30	入札・契約	規則・要綱要領・通知等	入札制度改正	建設工事における入札・契約事務の適切な執行	5	「許可、認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等に関する文書」であるかどうか不明であるが、「事務の適切な執行」には県民の関心はあるだろうから、ただちに廃棄ではなく県政全体あるいは他の部局との関連を検討する必要がある。	廃棄	入札手続きの誤り事例が発注機関で発生したことから、事務の注意喚起を促す文書であり、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められず、保存期間満了で廃棄としております。
94	建設企画課	H	30	入札・契約	規則・要綱要領・通知等	入札制度改正	入札手続等検討委員会	5	入札手続等については、その「事務の適切な執行」に県民の関心はあるだろうから先の資料とあわせ、ただちに廃棄ではなく県政全体あるいは他の部局との関連もふまえ廃棄、保存を検討する必要がある。	廃棄	入札契約の関係法令等の改正等に伴い、適宜、本県の入札契約制度の見直しを行う委員会の検討協議(決定を含む)資料であり、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められず、保存期間満了で廃棄としております。
95	建設企画課	H	30	入札・契約	入札監視委員会	入札監視委員会開催	平成30年　長崎県入札監視委員会　関係文書	5	入札手続等については、その「事務の適切な執行」に県民の関心はあるだろうから先の資料とあわせ、ただちに廃棄ではなく県政全体あるいは他の部局との関連もふまえ廃棄、保存を検討する必要がある。	廃棄	入札監視委員会に関する予算や年間スケジュール等を綴った文書であり、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められず、保存期間で廃棄としております。
96	建設企画課	R	2	企画調整	資料	予算資料	R2年度　直轄事業　事業計画通知	3	歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する文書等の関連があると思われる。歴史的文書等の定義(1)でいう政策に関する資料であるとも考えられるが、内容に則した判断が必要であり、検討を求めたい。	廃棄	国の直轄事業に関して、本県の財政負担額の通知を受けた文書を綴ったものであり、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められず、保存期間満了で廃棄としております。
97	建設企画課	R	2	企画調整	資料	長崎IR関係	令和2年度　長崎IR関係	3	歴史的文書等の定義(1)でいう政策に関する資料であると考えられ、歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する資料であり、近年の経緯をふまえ、総括・検討のために保存すべき文書だと考える。	廃棄	長崎県IR区域整備推進会議の幹事会の資料について、IR推進課から入手した資料を保管していたもので、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められず、保存期間満了で廃棄としております。
98	建設企画課	R	2	企画調整	資料	新型コロナウイルス関連	R2新型コロナウイルスに対する各業界の経済状況	3	歴史的文書等収集基準(13)県の事業計画等に関する資料であり、近年の経緯をふまえ、総括・検討のために保存すべき文書だと考える。	廃棄	新型コロナの緊急事態措置が講じられた後、業界団体へその影響に関する情報提供を求めた結果を綴った文書で、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため、廃棄としております。

番号	該当ファイル名等								意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
99	建設企画課	H	5				長崎県入札手続等検討委員会	30	入札手続等については、その「事務の適切な執行」に県民の関心はあるだろう、先の資料とあわせ、ただちに廃棄ではなく県政全体あるいは他の部局との関連もふまえ廃棄、保存を検討する必要がある。	廃棄	入札手続等検討委員会の作業部会・幹事会の検討資料であり、「歴史的価値又は文化的価値」を有するとは認められないため、保存期間満了で廃棄としております。
100	都市政策課	H	25	関連計画・事業	関連計画・事業	世界遺産登録推進関係	世界遺産登録推進関係	10	歴史的文書等収集基準(13)県のプロジェクト関係である資料、県政にとっての重要政策である世界遺産に関する資料は残したほうがよい。	廃棄	当該文書は他課が主催した会議等について、都市政策課内で報告したものであり、「歴史的文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
101	都市政策課	H	25	委託	アーバンデザイン	環長崎港地域アーバンデザインシステム運営業務委託	環長崎港地域アーバンデザインシステム運営業務委託(変更・完了)	10	歴史的文書等収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられるので、保存を検討したほうがよいと考える。	廃棄	当該文書は運営委託に関する文書であり、「歴史的文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
102	都市政策課	H	25	土木	総合計画等	重点目標	土木部重点目標・職務目標	10	「総合計画等」に分類されており、歴史的文書等の定義(1)にいう、政策に関する資料として、部局相当のものだとしても保存すべきである。	廃棄	当該文書は、「報告に関する文書で重要」ですが、重点・職務目標の記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
103	都市政策課	H	20	事業対策	地元説明会	説明会	H20 地元説明会その1	10	地元説明会とあり、歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に相当する内容であると考えられ、県政にかかわる県民住民の動向を知ることができる資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、説明会の記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
104	都市政策課	H	20	事業対策	地元説明会	説明会	H20 地元説明会その2	10	地元説明会とあり、歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に相当する内容であると考えられ、県政にかかわる県民住民の動向を知ることができる資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、説明会の記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
105	都市政策課	H	25	事業対策	企画関係	合同総会等	長崎新幹線建設期成会合同総会	10	新幹線事業は、歴史的文書等収集基準(13)にいう大型プロジェクト関係に相当すると考えられ、将来の政策委検証のため、保存しておいた方がよいと考える。	廃棄	当該文書は、「復命に関する文書で重要」ですが、総会の記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
106	都市政策課	H	25	事業対策	要望	要望(各種)	H25 各種要望関係	10	歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に相当する内容であると考えられ、県政にかかわる県民住民の動向を知ることができる資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、要望に関する文書であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
107	都市政策課	H 25	事業対策	地元説明会	説明会記録	H25 地元説明会	10	地元説明会とあり、歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に相当する内容であると考えられ、県政にかかわる県民住民の動向を知ることができる資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、説明会の記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
108	都市政策課	H 25	工事	各種協議	関係機関協議	H25 関係機関協議	10	歴史的文書等収集基準(18)陳情、請願、要望等に関する文書等に相当する内容であると考えられ、県政にかかわる県民住民の動向を知ることができる資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、協議記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
109	都市政策課	H 30	美しい景観形成	会議	景観審議会	H30長崎市景観審議会第1回	5	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたるのではないが、審議会関係資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は長崎市が主催した会議等について、都市政策課内で報告したものであり、「歴史的文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
110	都市政策課	H 30	総務	庶務	都市計画協議会	都市計画協議会	5	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたるのではないが、関係資料として保存すべきではないか。	廃棄	都市計画協議会は県に事務局を置く任意団体で、附属機関等には該当しません。当該文書は、都市計画協議会の例年の総会や各種照会に関する文書で歴史的文書等収集基準には該当しないため廃棄としています。
111	都市政策課	H 30	総務	庶務	都市計画協議会	都市計画協議会	5	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたるのではないが、関係資料として保存すべきではないか。	廃棄	都市計画協議会は県に事務局を置く任意団体で、附属機関等には該当しません。当該文書は、都市計画協議会の例年の総会や各種照会に関する文書で歴史的文書等収集基準には該当しないため廃棄としています。
112	都市政策課	H 25	事業対策	新幹線建設	新幹線建設	県有林協議記録	10	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため、新幹線建設に伴う政策遂行に関する協議記録であり、保存した方がよいと考える。	廃棄	当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、協議記録であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
113	都市政策課	H 25	美しい景観形成	会議	景観審議会	第21回景観形成審議会開催1～5	10	歴史的文書等収集基準17(審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等)にあたるのではないが、関係資料として保存すべきではないか。	廃棄	当該文書は、平成25年度における当該審議会の開催手続きや、諮問した「まちづくり景観資産」の登録・変更・抹消についての審議結果等に関する文書ですが、個々の景観資産の登録等については、歴史的文書が定義する歴史的価値を有するものには当たらず、「歴史的文書等収集基準」には該当しないため、廃棄としています。 なお、当該審議結果及び議事録については、県ホームページ(「長崎県の審議会」)において、公表しております。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
114	都市政策課	H	5				社団法人長崎県公園緑地協会	30	廃棄	当該団体は、民法の改正（公益法人改革）により、現在は一般社団法人として新たに設立されていることから、当該文書については保存期間どおり廃棄とします。
115	道路建設課	H	30	総務	要望陳情	市町期成会等	要望回答（長崎県町村会）	5	廃棄	例年実施される長崎県町村会から長崎県への要望に関する内容のうち、道路に係る文書になり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
116	河川課	H	25	総務	文書	基金	（財）石木ダム地域振興対策基金	10	廃棄	当該文書は基金に係る事務的な文書を綴ったものであり、「歴史的文書等収集基準」の歴史的文化的価値を有する文書に該当しないため廃棄としています。
117	建築課	H	30	営繕計画	会議録	団体要望等	平成30年度 長崎県建設業協会長崎支部との意見交換会	5	廃棄	建設企画課所管の意見交換会で配布された文章のため、当課では保存期間満了で廃棄としています。
118	住宅課	H	5				公営住宅実施計画書	30	廃棄	当該文書は、平成5年度の公営住宅建設費等に関する事業計画や補助金の配分に関する内容であり、今後も活用する長期的な計画ではないことから廃棄としています。
119	住宅課	H	5				公営住宅建替10か年戦略	30	廃棄	当該文書は、平成5年度から10か年の公営住宅建設等の事業計画に関する内容であり、既に事業期間が終了しており、現在とは情勢も異なるため今後も活用することはないことから廃棄としています。
120	住宅課	H	5				魚の町地区基本構想 H5.10月	30	廃棄	当該文書は、30年前の民間の再開発に関する計画であり、現時点で実現していないこと、また今後も実現する見込みはないと考えられることから廃棄としています。
121	住宅課	H	5				住宅供給公社関係綴（協定書）	30	廃棄	当該文書は、昭和44年度から平成5年度までの住宅公社の理事長や監事等役員の任命や派遣職員の給与等に関する文書であり、他団体との協定書ではないことから廃棄としています。
122	住宅課	H	5				起債関係	30	廃棄	当該文書は、平成5年度の公営住宅建設費に充当する補助金や貸付金に関する内容であり、貸付金についても住宅課では償還を行っていないことから廃棄としています。
123	用地課	R	2	収用関係事務	収用関係事務	収用法の運用状況調査	令和2年度 運用状況調査	3	廃棄	本文書は土地収用法各関係条項における令和2年度の運用状況を報告するための資料であり、歴史的文書等収集基準には該当しないため保存期間満了で廃棄しております。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度		大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間	対応	理由
124	用地課	H	25	収用委員会	委員会会議	会議議事録	収用委員会会議議事録(H25)	10	歴史的文書等収集基準(17)審議会等に関する文書等にあたる議事録として保存した方がよいのではないか、	廃棄 本文書は収用委員会の定例会関係のものであり、その内容は土地収用裁決等に関するものではなく、歴史的文書等収集基準には該当しないため保存期間満了で廃棄しております。
125	会計課	H	30	総務	県議会	議会関係綴	議会関係綴	5	文書名からは内容が推察できないが、保存あるいは延長を検討することが必要である。	廃棄 当該文書は出納局内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当せず、また、各課の議会資料は所管部局である議会事務局で保管しているため、保存期間満了に伴い廃棄としています。
126	物品管理室	H	30	総務	庶務	復命書	平成30年度 復命書	5	簿冊名では内容が不透明ではあるが、内容によって施策遂行にかかわるものであれば、保存あるいは延長を検討することが必要である。	廃棄 当該文書は毎年度開催される会議の復命書等で、政策の検討過程等に関する重要な情報等は含まず、「歴史的文書等収集基準」に該当しないと判断されるため、保存期間満了に伴い廃棄としています。
127	物品管理室	H	30	総務	庶務	監査	平成30年度 監査	5	内容が不透明であるが、監査とあり、後年に業務を点検するためには5年保存から変更し、保存又は延長することが必要であるとも考えられる。	廃棄 当該文書は毎年実施される定期監査の記録で、重要度から判断して例年5年保存としており、また内容も「歴史的文書等収集基準」に該当しないと判断されるため、保存期間満了に伴い廃棄としています。
128	物品管理室	H	25	物品管理	基金		国体(重要)	10	簿冊名では内容が不透明であるが、(重要)と名称を記載しており、本来第3者により保存の有無を判断することが必要である。その仕組みはないため10年保存でもあり、保存すべき。	廃棄 本文書名の「(重要)」は「重要物品(100万円以上の物品)」を示しております。通常、物品管理室で集中調達した物品の支出証拠書類は、重要物品・備品・消耗品毎に編纂しており、全て10年保存としています。平成25年度は、重要物品について国体に係る物品のみ、この「国体(重要)」に分けてまとめているものでありますが、特段他の物品と異なる調達方法を行っている物品等はなく、当室としては「歴史的文書等収集基準」に該当しないと判断されるため、廃棄としています。